

国語教育史研究会

臨時總會

審議事項

- 1 . 規約改訂 1

報告事項

- 2 . 部員一覽 7
3 . 事務局報告 7

2001年1月20日(土)

早稲田大学14号館807教室(8階)

国語教育史研究会 会長 田近洵一

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1 03-5286-1562(直通、[火、水、金])
090-8809-5303(田近携帯)

事務局(黒川 孝広) kurokawa@parkcity.ne.jp nifty: CXD02261

<http://member.nifty.ne.jp/kakukai/kokugo/>

1. 規約改訂

a. 会則改訂

研究会から学会に組織変更による。例会を重ね、高い内容の発表を継続することができ、今後の会の運営、発展を考えると学会組織にすることの方がよりよいと判断した。現在の会員は43名。主な変更点は次の通り。

1. 名称を「国語教育史学会」にする。
2. 新たに「管理部」を設置し、会の資料保存をする。また「部」の組織変更し、会務処理を明確にする。

b. 例会規定制定

「管理部」設置に伴い、例会の運営内容を明確にすることによる。

会則改訂案

現 行	改訂案（下線部が改訂部分）
<p>（名称）</p> <p>第1条 本会の名称を「国語教育史研究会」とする。</p>	<p>（名称）</p> <p>第1条 本会の名称を「<u>国語教育史学会</u>」とする。</p>
<p>（目的）</p> <p>第3条 本会は国語教育史を科学的に研究すること、国語教育を理論的に研究すること、および会員相互の研究に連絡をはかることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第3条 本会は国語教育史を科学的に研究すること、国語教育を理論的に研究すること、<u>国語教育史資料を収集・保存すること</u>、および会員相互の研究に連絡をはかることを目的とする。</p>
<p>（役員）</p> <p>第11条 本会に次の役員をおく。</p> <p style="padding-left: 40px;">会長 1名</p> <p style="padding-left: 40px;">委員 若干名</p> <p style="padding-left: 40px;">会計監査 1名</p> <p>（会長）</p> <p>第12条 本会に会長を1名おく。会長は本会を代表する。</p> <p>（委員）</p> <p>第13条 本会は会務を処理するための委員として、会長1名、総務若干名、事務局若干名、会計若干名、会計監査1名をおく。委員は総会によって選任される。</p> <p>（委員会）</p> <p>第14条 委員会は、会長、総務、事務局、会計</p>	<p>（役員）</p> <p>第11条 本会に次の役員をおく。</p> <p style="padding-left: 40px;">会長 1名</p> <p style="padding-left: 40px;">委員 若干名</p> <p style="padding-left: 40px;">会計監査 1名</p> <p>（会長）</p> <p>第12条 会長は本会を代表し、<u>本会の責任を負う。</u></p> <p>（委員）</p> <p>第13条 <u>委員は会務を処理する。委員の数は会長が決定する。</u></p> <p>（委員会）</p> <p>第14条 委員会は、会長、<u>委員</u>によって構成さ</p>

<p>によって構成される。</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第14条 委員会は年1回以上開催する。また、代表が必要と認めた場合、もしくは他の委員2人以上の開催要請があった場合、委員会を開催する。</p>	<p>れる。委員会は年1回以上開催する。また、代表が必要と認めた場合、もしくは委員2人以上の開催要請があった場合、委員会を開催する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第15条 本会に顧問を若干名おくことができる。顧問は委員会の推薦により、会長が委嘱する。顧問は本会の重要な事項につき会長の諮問に応じて意見を述べる。</p> <p>(部)</p> <p>第16条 本会は会務を処理するために次の部をおく。総務部、管理部、編集部、事務部、会計部。各部は委員によって構成される。各部には部長を1名おく。部長は委員の互選によって選出する。各部の人数は会長が決定する。</p>
<p>(総務)</p> <p>第15条 総務は本会の事業を遂行し、その責任を負う。総務の人数は、会長が決定する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、総務のうち1名が会長を代行する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第16条 事務局には事務局長をおく。事務局長は、本会の全ての事務を遂行し、その責任を負う。</p> <p>(会計)</p> <p>第17条 会計は会計業務の責任を負う。</p>	<p>(総務部)</p> <p>第16条 総務部は本会の事業を遂行する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、総務部長が会長を代行する。</p> <p>(管理部)</p> <p>第17条 管理部は本会の事業で使用した資料および、記録の収集、保管をする。</p> <p>(編集部)</p> <p>第18条 編集部は研究紀要、機関誌、その他の出版物の編集を行う。</p> <p>(事務部)</p> <p>第19条 事務部は本会の事業の事務処理を行う。</p> <p>(会計部)</p> <p>第20条 会計部は会計業務を行う。</p>

会則改訂案

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称を「国語教育史学会」とする。

(所在)

第2条 本会に事務局をおく。本会の所在地を事務局の住所とする。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は国語教育史を科学的に研究すること、国語教育を理論的に研究すること、国語教育史資料を収集・保存すること、および会員相互の研究に連絡をはかることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 例会、講演会、調査研究報告会等の開催。
- 2 研究紀要、機関誌、その他の出版物の刊行。
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(例会)

第5条 例会は、年6回以上開催する。

(研究紀要)

第6条 研究紀要は、年1回以上刊行する。研究紀要の投稿規定は別に定める。

第4章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会の会員から推薦された者とする。会員は会費の納入の義務を負う。

(名誉会員)

第8条 本会に著しく貢献した場合、委員会の議決により名誉会員とし、栄誉をたたえる。

(入会)

第9条 入会は、本会あてに書面による入会手続きをもって行う。

(退会)

第10条 退会は、本会あてに書面による退会手続きをもって行う。

第5章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 委員 若干名
- 会計監査 1名

(会長)

第12条 会長は本会を代表し、本会の責任を負う。

(委員)

第13条 委員は会務を処理する。委員の数は会長が決定する。

(委員会)

第14条 委員会は、会長、委員によって構成される。委員会は年1回以上開催する。また、代表が必要と認められた場合、もしくは委員2人以上の開催要請があった場合、委員会を開催する。

(顧問)

第15条 本会に顧問を若干名おくことができる。顧問は委員会の推薦により、会長が委嘱する。顧問は本会の重要な事項につき会長の諮問に応じて意見を述べる。

(部)

第16条 本会は会務を処理するために次の部をおく。総務部、管理部、編集部、事務部、会計部。各部は委員によって構成される。各部には部長を1名おく。部長は委員の互選によって選出する。各部の人数は会

長が決定する。

(総務部)

第17条 総務部は本会の事業を遂行する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、総務部長が会長を代行する。

(管理部)

第18条 管理部は本会の事業で使用した資料および、記録の収集、保管をする。

(編集部)

第19条 編集部は研究紀要、機関誌、その他の出版物の編集を行う。

(事務部)

第20条 事務部は本会の事業の事務処理を行う。

(会計部)

第21条 会計部は会計業務を行う。

(任期)

第22条 会長・委員の任期は1年とし、総会にて選出されるものとする。委員の再任をさまたげない。

第6章 総会

(総会)

第23条 総会は本会において最高の決定機関である。全ての会員は総会に出席する権利を有する。

(開催)

第24条 定期総会は年1回開催する。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。総会の開催は委員会の協議を経るものとする。

第7章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費、その他の収入でまかなう。その他の経費は委員会で決定する。

(会費)

第26条 会費は年3000円とする。会員以外が例会等に参加する場合は、若干の資料代を別途徴収する。紀要執筆者については紀要発行時に別途費用を負担する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第28条 予算は総会の議決を必要とする。

(決算)

第29条 決算は会計年度終了後に会計監査を経て総会に報告する。

第8章 付則

(会則の改正)

第30条 本会則を変更するには委員会の協議を経て総会の議決を必要とする。

(付則)

第31条 本会則は1999年3月21日より施行される。

1999年3月21日制定

2000年5月13日改訂

2001年1月20日改訂 案

例会規定案

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は本会会則に定めた例会に必要な事項を定める。

第2章 運営

(総務部)

第2条 総務部は例会の企画、司会、日程の調整を行う。

(管理部)

第3条 管理部は例会に使用した当日出席の記録、研究発表および資料紹介等に使用した印刷資料および、その他の記録の収集、保管を行う。

(事務局)

第4条 事務局は例会の連絡通知、案内作成、会場の確保、会場掲示、会場設備などの事務処理を行う。

(会計部)

第5条 会計部は例会の諸費用についての管理、資料代の徴収などを行う。

(日程)

第6条 例会の日程は委員会で決定する。

(日程)

第7条 例会の発表者は委員会で決定する。

第3章 発表

(発表者)

第8条 発表できる者は、本会員とする。但し、委員会の議決により本会員資格がなくとも発表することができる。

(発表種類)

第9条 発表できる内容は、次の通りとする。

1. 研究
2. 資料紹介

(発表内容)

第10条 発表内容は本会の趣旨に沿ったものとし、他の学会・研究会で未発表のものとする。

(申し込み)

第11条 発表申し込みは氏名、所属、発表題目、発表要旨を明記し、本会に届け出る。申し込みは随時受け付ける。発表の採否、日程については委員会で決定後、連絡する。

(発表要旨)

第12条 発表要旨は400字程度とする。発表要旨にはキーワードをつける。

(配付資料送付)

第13条 例会発表者は発表を行う10日前までに、配布する資料を5部、管理部宛に提出する。管理部は例会までに配付資料を会長および司会に配付する。

(配付資料用意)

第14条 発表者は当日までに発表資料を用意する。資料の部数については、別に定める。

第4章 著作権

(著作権)

第15条 例会で発表した記録の著作権は、当該発表者に帰属する。ただし、本会では本会で記録した発表要旨を、映像、音声記録を使用することができる。発表要旨は公開を原則とする。

(紛争)

第16条 発表内容について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該発表者を当事者とする。

第5章 付則

第17条 本規定外の事項については、別に定める。

第18条 本規定の改定は、委員会の協議を経て決定する。

第19条 本規定は2001年1月20日より施行する。

2001年1月20日施行(案)

2 . 部員一覧

- a . 管理部、編集部設置に伴い、部員を下記のようにする。なお、各部長については、後日委員会を開いて決定する。
- b . 会計監査については、本年度に限り、役員以外に後日委嘱する。

2000年度委員

会 長 田近洵一
総務部 小原 俊、石毛慎一、北林 敬、工藤哲夫、前田健太郎
管理部 小原 俊、工藤哲夫、前田健太郎
編集部 石毛慎一、北林 敬、黒川孝広
事務部 黒川孝広、坂口京子
会計部 渡辺通子

3 . 事務部報告

a . ホームページ移転

学会に組織変更したことに伴い、今まで個人ホームページスペースを借りていたことから、学会独自のホームページとドメインを取得。1月21日(日)に移転、開設。

旧 <http://member.nifty.ne.jp/kakukai/kokugo/>

新 <http://www.kokugokyouikushi.org/>
mail@kokugokyouikushi.org